

3. 環 境 衛 生

区民の日常生活に密接な関係を持つ理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、特定建築物などの環境衛生関係営業施設について許可及び届出受理等の業務を行なっている。

また、これらの施設の衛生水準を確保するため、環境衛生監視員により監視指導を行なっており、必要に応じて理化学検査・細菌検査を実施している。

さらに、飲料水に関する相談や室内空気環境等に関する相談及び測定事業を行なっている。

このほか、講習会・衛生教育活動等により、衛生知識の向上に努めている。

[1] 環境衛生関係営業施設の概要

(1) 法・条例関係施設

法律や条例により許可・届出等を要する環境衛生関係営業施設は、理・美容所から特定建築物まで多岐にわたっている。これらの施設については法令により設備基準、維持管理基準が定められており、基準の適合状況等についての監視指導を実施している。

□実績数

年度 \ 区分	許 可 等 (件)	廃 業 等 (件)	施 設 数	監 視 指 導 数 (件)
19 年 度	139	143	2,640	1,696
20 年 度	129	133	2,636	1,618
21 年 度	132	129	2,639	1,656
22 年 度	184	191	2,632	1,761
23 年 度	158	178	2,612	1,528
理 容 所	11	25	234	145
美 容 所	60	41	625	364
ク リ ー ニ ン グ 所	28	28	289	194
興 行 場	25	27	41	84
旅 館 業	8	29	182	185
公 衆 浴 場	1	6	94	237
プ ー ル	10	0	63	83
水 道 施 設	9	17	731	131
温 泉 利 用 施 設	2	2	1	3
墓 地 等	0	0	69	0
特 定 建 築 物	4	3	283	102

(2) 豊島区要綱関係施設

法令の適用を受けない貯水槽水道、コインランドリー、コインシャワーについては、衛生水準を維持するため、対象施設毎に衛生指導要綱を定め、施設の管理者・営業者に適切な管理運営を指導している。

□実績数

年度 \ 区分	届 出 (件)	廃 止 等 (件)	施 設 数	監 視 指 導 数(件)
19 年 度	15	333	6,330	633
20 年 度	2	3	6,329	480
21 年 度	1	6	6,324	519
22 年 度	31	565	5,790	592
23 年 度	31	53	5,768	583
貯水槽水道	21	46	5,643	418
コインランドリー	6	6	115	136
コインシャワー	4	1	10	29

(注) 平成18年6月の要綱改正により、小規模給水施設から貯水槽水道に名称を変更した。

[2] 環境衛生関係営業施設の衛生

(1) 理容所・美容所

理容師法、美容師法に基づき施設の確認及び監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

年度 \ 区分	施 設 数	監 視 指 導 数(件)
19 年 度	797	576
20 年 度	815	556
21 年 度	823	432
22 年 度	854	500
23 年 度	859	509
理 容 所	234	145
美 容 所	625	364

② 空気検査

施設を密閉しがちな冬期に、空気の汚染や有毒ガスによる中毒発生を防止するため、炭酸ガスと一酸化炭素の測定を行なっている。(単位：件)

年度	区分	理 容 所		美 容 所			
		検査 施設数	検査施設成績		検査 施設数	検査施設成績	
			適	不適		適	不適
19年度		32	28	4	66	65	1
20年度		1	1	0	5	5	0
21年度		0	0	0	7	7	0
22年度		0	0	0	0	0	0
23年度		2	2	0	18	18	0

(2) クリーニング所

クリーニング業法に基づき施設の確認及び監視指導を行なっている。このうちクリーニング師を置いて洗たく・仕上げ業務を行なう施設を「一般クリーニング所」、洗たく物の受け渡しのみを行う施設を「取次所」としている。また、平成16年のクリーニング業法改正により、車両等を使用し洗たく物の受け渡しを行なう取次業においても「無店舗取次所」として届出の対象としている。

① 施設数と監視指導数

年度	区分	施 設 数	監視指導数(件)
20年度		296	136
21年度		295	232
22年度		289	194
23年度		289	194
	一 般	140	84
	取 次 所	147	110
	無 店 舗 取 次 所	2	0

② 空気検査

ドライクリーニング所で使用するパークロルエチレン（有機塩素系溶剤）等は、管理が不十分であると健康に障害を及ぼすほか、地下水汚染の原因にもなる。そのため施設のパークロルエチレンの濃度測定を行ない、室内環境維持及び適切な排液処理方法を指導している。

□パークロルエチレン空気測定

年度	区分	パークロル エチレン 使用施設数	検 査 施設数	検査施設成績(件)	
				適	不適
19年度		24	20	19	1
20年度		22	14	14	0
21年度		22	14	14	0
22年度		18	7	7	0
23年度		16	10	10	0

③ クリーニング師免許

都知事からの委任を受け、免許の申請、書換、再交付等の經由事務を行なっている。
(平成23年度の受付数3件)

④ コインランドリー

豊島区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱により施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

年度 \ 区分	施設数	監視指導数(件)
19年度	114	112
20年度	113	127
21年度	110	107
22年度	115	124
23年度	115	136

(3) 興行場

興行場法に基づき映画館・劇場・音楽ホール・スポーツ観覧場等の興行場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。なお、デパート等で短期間の催事における興行は仮設興行場としている。

① 施設数と監視指導数

年度 \ 区分	総数		
	施設数	監視指導数(件)	夜間指導数(件)
19年度	39	80	(10)
20年度	40	70	(5)
21年度	42	78	(4)
22年度	43	72	(9)
23年度	41	84	(7)
	常設	40	47 (5)
	仮設	(※) 1	37 (2)

(注) () 内は再掲。

(※) 掲上施設数は平成24年3月末における仮設興行場営業許可施設数。平成23年度の仮設興行場営業許可施設数(合計)は23施設。

② 空気検査

興行場内の空気汚染を防止し、快適な状況を維持するため、空気検査を行なっている。

年度 \ 区分	検査施設数	検査施設成績(件)		項目別不適件数(件)	
		適	不適	炭酸ガス	粉じん
19年度	39	32	7	4	3
20年度	46	40	6	4	2
21年度	41	39	2	2	0
22年度	43	37	6	4	3
23年度	44	39	5	4	1
	常設	36	34	2	1
	仮設	8	5	3	0

(4) 旅館業

旅館業法に基づきホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業等の旅館業施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

年度	区分	施設数	監視指導数(件)
19年度		191	269
20年度		191	276
21年度		192	262
22年度		203	351
23年度		182	185
	ホテル	22	15
	旅館	140	159
	簡易宿所	20	11

(5) 公衆浴場

公衆浴場法に基づき公衆浴場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

なお、東京都公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例により公衆浴場は普通公衆浴場（銭湯）と、その他の公衆浴場（個室付浴場並びにサウナ等の浴場）に分かれている。

① 施設数と監視指導数

年度	区分	施設数	監視指導数(件)	(再掲) 夜間指導数(件)	
19年度		119	267	(84)	
20年度		109	277	(84)	
21年度		102	224	(81)	
22年度		99	204	(79)	
23年度		94	237	(78)	
	普通	32	38	(32)	
	その他	個室	24	133	(46)
		サウナ等	38	66	(0)

② 浴湯水検査

公衆浴場の衛生維持のため、浴湯水水質検査を行なっている。

区分 年度	検査施設数	検査施設成績(件)		項目別不適件数(件)			
		適	不適	濁度	過マンガン酸消費量	大腸菌群	残留塩素
19年度	84	60	24	2	6	6	19
20年度	86	64	22	5	5	6	19
21年度	82	60	22	2	5	4	18
22年度	76	57	19	0	0	4	23
23年度	75	53	22	0	0	6	20
普通	32	20	12	0	0	3	10
その他	43	33	10	0	0	3	10

③ コインシャワー

豊島区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱により施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

区分 年度	施設数	監視指導数(件)
19年度	9	8
20年度	9	10
21年度	7	12
22年度	7	9
23年度	10	29

(6) プール

豊島区プール等に関する条例に基づき、プール等施設の許可及び監視指導・助言等を行なっている。プール等とは、営業プール及び保育園等の小規模プールをいう。

① 施設数と監視指導数

区分 年度	施設数	監視指導数(件)
19年度	66	86
20年度	58	94
21年度	57	72
22年度	53	77
23年度	63	83
営業プール	14	34
小規模プール	49	49

② プール水検査

プールに起因する疾病を予防し、プール水の衛生を確保するため、水質検査を行なっている。

年度	区分	検査施設数	検査施設成績(件)		項目別不適件数(件)						
			適	不適	pH	濁度	酸消費量 過マンガン	残留塩素	大腸菌	一般細菌数	メタン 総トリハロ
19年度		27	25	2	0	0	1	1	0	0	0
20年度		30	21	9	0	0	4	4	0	1	0
21年度		31	23	8	0	0	4	3	0	1	0
22年度		28	21	7	0	0	4	4	0	0	0
23年度		28	20	8	0	0	3	3	1	3	0
	営業プール	28	20	8	0	0	3	3	1	3	0
	小規模プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

小規模プールにおいては、残留塩素及び水温について簡易水質検査（検査数263件）を行なうとともに衛生管理に関する指導助言等を行なった。このほか、プール経営者には衛生保持のため水質検査等が義務付けられており、保健所では有料で水質検査を受付している。平成23年度の水質検査の受付数は22件であった。

(7) 温泉利用施設

温泉法に基づき、温泉利用施設の許可及び監視指導を実施している。

年度	区分	施設数	監視指導数(件)
19年度		2	5
20年度		1	5
21年度		1	6
22年度		1	5
23年度		1	3

(8) 墓地等

墓地、埋葬等に関する法律に基づき墓地・納骨堂等の許可及び調査指導を実施している。

年度	区分	施設数	調査指導数(件)
19年度		68	4
20年度		68	7
21年度		68	22
22年度		69	5
23年度		69	0
	墓地	57	0
	納骨堂	12	0

[3] 大規模ビル（特定建築物）の衛生

近年、ビルの設備は、社会情勢の変化を反映して、省スペース化によりメンテナンスが容易でない空気調和機の導入など大きく変化し、維持管理がより複雑になっている。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（ビル衛生管理法）では、建築物のうち特定用途（事務所・百貨店・興行場・店舗・旅館・学校・遊技場等）部分の延べ床面積が3,000㎡以上（学校は8,000㎡以上）のものについては、特定建築物に指定して、空気環境・給排水管理・清掃・ねずみ衛生害虫の防除等の管理を義務付けしている。

(1) 特定建築物立入検査

区では、延べ床面積が3,000㎡～10,000㎡の特定建築物の届出の受理及び立入検査を行なっている。なお10,000㎡を超える特定建築物の立入検査等は、東京都福祉保健局ビル衛生検査係が実施している。

また建築基準法に基づき、特定建築物の対象となる規模・用途の建築物の建築確認申請時には、ビルの衛生設備に関して図面審査による指導を行なっている。

① 施設数と立入検査数

年度	区分	施設数		立入検査施設数(件)		図面審査 指導数(件)
		3000㎡～10,000㎡	10,000㎡超	一般検査	その他(※1)	
19年度		205	64	100	9	(※2) 7(2)
20年度		209	65	92	5	(※2) 4(1)
21年度		213	65	95	0	3
22年度		217	65	92	5	(※2) 5(5)
23年度		215	68	95	7	(※2) 6(4)

(※1) その他の内容は、一般検査以外の立入り監視指導数。

(※2) ()内の数字は、東京都と共同実施した10,000㎡超の施設数の再掲。

② 帳簿書類・設備検査

ビル内の衛生設備の管理状況及び管理帳簿書類の検査を行なっている。

年度	区分	検査 施設数	項目別不適件数(件)							
			帳簿 書類	空調 管理	給水 管理	排水 管理	清掃 状況	害虫 駆除	雑用水	アスベスト
19年度		100	43	14	35	13	11	15	3	2
20年度		92	35	8	28	8	21	11	2	0
21年度		95	54	12	21	12	13	19	1	4
22年度		92	37	17	28	9	14	13	0	0
23年度		95	65	17	35	12	11	13	1	1

③ 空気環境測定

ビル内の良好な空気環境を確保するため、空気環境測定を行なっている。

区分 年度	検査 施設数	項目別不適件数 (件)					
		温 度	湿 度	炭酸ガス	一酸化炭素	粉じん	気 流
19年度	100	2	41	36	0	3	0
20年度	92	19	31	28	0	3	0
21年度	95	0	23	27	1	4	0
22年度	92	15	40	42	0	4	0
23年度	95	33	46	47	0	2	4

(2) 特定建築物衛生指導講習会

特定建築物の所有者及び管理技術者に対して、法令内容、立入検査結果等についての講習会を五区共同（豊島区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区）で毎年1回実施している。

(単位：人)

区分 年度	開催区	区内施設受講者数
19 年 度	中野区	118
20 年 度	杉並区	99
21 年 度	豊島区	119
22 年 度	板橋区	89
23 年 度	練馬区	100

[4] 飲料水の衛生

水道は日常生活を営むうえで必要不可欠な施設である。区では、ビルやマンション等の建物に設置された受水槽（タンク）を経由した飲料水の汚染事故の防止と衛生確保に努めている。

また、赤水や井戸水等の相談に対応しているほか、有料で水質検査を受付している。

(1) 専用水道・簡易専用水道

水道法に基づき専用水道（居住者100人を超えまたは居住の用に供する1日最大給水量が20m³を超えるもの）、簡易専用水道（受水槽の有効容量が10m³を超えるもの）の確認や届出の受理と監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

年度	区分	総 数	
		施 設 数	監視指導数(件)
19 年 度		792	111
20 年 度		784	100
21 年 度		781	233
22 年 度		739	256
23 年 度		731	131
	専 用 水 道	1	1
	簡 易 専 用 水 道	730	130

② 簡易専用水道検査済施設数

簡易専用水道は、施設全体の管理状況について毎年1回厚生労働大臣登録検査機関による検査が義務付けられている。

年度	区分	施 設 数	検査機関対象施設数(件)(※)	受 検 報 告 数 (件)
19 年 度		790	556	387
20 年 度		783	543	395
21 年 度		780	540	387
22 年 度		738	499	379
23 年 度		730	495	397

※ 検査機関対象施設数は、ビル衛生管理法による管理をしている施設を除いたもの。
 特定建築物に設置される簡易専用水道については、保健所等の立入検査を受けていること、及び毎年「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」を保健所等に提出することをもって、簡易専用水道の検査とみなしている。

(2) 貯水槽水道

水道法の適用を受けない給水施設（受水槽の有効容量が10m³以下のもの）では、所有者・管理者等の衛生管理知識が不十分なことなどから、飲料水の事故が発生しやすい。

そこで豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱により、該当施設の実態把握と衛生知識の普及を行ない、各施設の衛生管理の向上を図っている。

年度 \ 区分	施設数	監視指導数(件)
19年度	6,207	513
20年度	6,207	343
21年度	6,207	400
22年度	5,668	459
23年度	5,643	418

(注) 平成18年6月の要綱改正により、「小規模給水施設」から「貯水槽水道」に名称が変更した。

(3) 飲料水水質検査受付

タンク水や井戸水について、設置者等からの依頼により有料で水質検査を受付している。なお、タンク水検査の結果、水質基準に適合しない場合には施設の改善指導等を行なっている。

(単位：件)

年度 \ 区分	タンク水		井戸水	
	検査受付数	不適数	検査受付数	不適数
19年度	99	5	17	5
20年度	82	1	19	4
21年度	78	2	14	2
22年度	70	1	22	4
23年度	71	2	21	6
細菌検査(2項目)	1	0	7	2
定期検査(10項目)	49	2	8	4
消毒副生成物	11	0	0	0
化学検査定性分析	0	0	0	0
化学検査定量分析	0	0	6	0
ビル管法に係る検査 (15項目)	10	0	0	0

(4) 水質検査奨励月間事業

豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱による年1回以上の水質検査の受検率を高めるために、平成6年度から6月の一ヶ月間を「水質検査奨励月間」として、検査受付日時の延長や料金の割引等を行なう事業を実施している。

なお井戸水においても、希望のあったものについては上記月間に検査受付をしている。

(単位：件)

年度	区分 総数	タンク水		井戸水	
		検査受付数	不適数	検査受付数	不適数
19年度	907	617	21	290	137
20年度	836	562	12	274	106
21年度	828	563	12	265	108
22年度	772	524	14	248	106
23年度	835	511	12	324	142

[5] 入浴設備等を持つ高齢者福祉施設の衛生

「豊島区入浴設備等に関するレジオネラ症発生防止のための衛生管理指導要綱」(平成21年4月1日施行)に基づき、高齢者福祉施設等の入浴設備等における構造及び維持管理に関し、監視指導を実施している。

(単位：件)

年度	区分 監視指導数
21年度	3
22年度	8
23年度	0

[6] 室内空気環境に関する相談事業

豊島区健康的な室内空気環境の確保に関する相談実施要綱(平成13年4月1日施行)に基づき、シックハウス症候群やダニアレルギーなど主として室内空気環境に関する相談に対応しており、必要に応じて現場にて検知管等による簡易空気環境測定とともに室内空気環境の改善に関する助言等を行なっている。

また、居住者からの依頼により有料でホルムアルデヒド・トルエン・キシレンなどの揮発性有機化合物(VOC)の室内空気環境測定を受付している。

□室内空気環境測定の受付

(単位：件)

年度	区分 室内空気環境測定検査受付数 (パッシブチューブ法・アクティブ法)
19年度	8
20年度	10
21年度	4
22年度	2
23年度	0

[7] 苦情・相談

環境衛生関係営業施設に対する所内指導・苦情処理並びに室内空気環境その他住居衛生等に関わる相談助言に対応している。

(単位：件)

年度	区分	苦情処理件数	所内指導・相談件数
19年度		44	6,567
20年度		30	5,361
21年度		36	6,459
22年度		39	7,352
23年度		29	7,213
営業施設	理容所	1	259
	美容所	13	1,065
	クリーニング所	1	215
	興行場	0	278
	旅館業	4	572
	公衆浴場	6	337
	プール	1	146
	特定建築物	0	1,364
	水道施設	0	152
	その他の業種	0	113
住居衛生等	室内空気環境	0	9
	水質検査	0	243
	貯水槽水道	0	1,336
	井戸水	0	796
	その他	3	328

[8] 特別調査

(1) レジオネラ症防止対策事業

保健所では、例年レジオネラ症防止対策として、調査及び検査等を実施してきたところであるが、平成23年度においても、前年度に引き続きレジオネラ症防止対策を進めるため、環境衛生関係営業施設を指導するとともに、必要に応じてレジオネラ属菌検査を実施した。検査の結果、レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、洗浄消毒などの措置を指導した。

(単位：件)

区分 年度	検査検体数							
	普通公衆浴場 (浴槽)		その他の公衆浴場 (浴槽)		営業プール (プール本体)		営業プール [採暖槽 (ジャグジー)]	
	培養法	LAMP法 (※)	培養法	LAMP法	培養法	LAMP法	培養法	LAMP法
19年度			54				15	
20年度	0	15	62	0	0	18	16	0
21年度	2	12	61	0			16	0
22年度	0	10	47	0			20	0
23年度	0	0	50	0			12	0

(※) LAMP法とは、遺伝子を簡易・迅速な方法により増幅させる検出法。

また、興行場で修景設備を設置した施設が開設したため、レジオネラ属菌検査を2件実施した。
なお、旅館や浴場等の循環浴槽水及び建築物の冷却塔循環水・循環給湯水などについて、設置者等の依頼により有料でレジオネラ属菌検査を18件受付した。

(2) 貯水槽水道の実態調査

貯水槽水道について、新規施設の把握並びに連絡先不明施設の調査を389件実施し、施設概要及び連絡先の把握を行なった。

[9] 環境衛生関係検査総数

前項の室内空気環境測定、浴場・プール水検査以外にも、環境衛生関係営業施設等に対して、照度・温湿度・残留塩素濃度等、現場での簡易検査を行なっている。検査の総数は以下のとおりである。

年度	区分	検査施設数	検査項目数
19年度		888	8,235
20年度		853	8,108
21年度		864	7,795
22年度		911	9,136
23年度		945	6,140

[10] 衛生教育

環境衛生関係施設の営業者に衛生知識の向上のための講習会を実施している。また、営業者以外の方（住民、学生等）への衛生教育にも努めている。

年度	総 数		営 業 者 等		営 業 者 以 外	
	回数(回)	参加者数 (人)	回数(回)	参加者数 (人)	回数(回)	参加者数 (人)
19 年 度	18	543	9	506	9	37
20 年 度	12	469	6	428	6	41
21 年 度	14	445	7	397	7	48
22 年 度	27	914	7	302	20	612
23 年 度	16	469	11	425	5	44

[11] 環境衛生優良施設表彰

環境衛生関係施設のうち、設備が適正であるばかりでなく、常に衛生水準の維持向上に努め、他の模範となる施設に、区長から表彰を行なっている。

年度	表彰施設数
19 年 度	2
20 年 度	3
21 年 度	3
22 年 度	3
23 年 度	3

[12] 行政処分（保健福祉部生活衛生課）

平成23年度は行政処分施設なし。